

中分類23—衣服及び身廻品製造業

中分類23—衣服及び身廻品製造業

總 説

この中分類は、裁縫業として知られているように、購入した織物又はメリヤス地を裁断し、縫つて衣服やその類似品を製造する事業所をいう。織物材料は種類を問わない。又、皮革でもゴム引布でも毛皮でもよい。個人の注文によつて衣服あるいは衣裳用品をつくる顧客制の洋服屋や裁縫師は、材料店持によるものは大分類G—卸賣及び小賣業、中分類 43—衣服及び身廻品小賣業に、材料顧客持のもの及び裏返しその他の修理をするものは大分類Kサービス業、中分類 81—對個人サービス業に分類される。

小分類 細分類 番號 番號

231 男子青少年用衣服上衣及び外套製造業

2311 男子青少年用衣服上衣及び外套製造業

主として男子青少年用衣服上衣、外套、制服（警官、消防士等）及びそのファインディング等の製造に從事する事業所をいう。洋服のファインディングとは上衣の胸當、裏地、腰バンド、肩當、穴カガリ等をいう。大人の作業衣や運動着の製造に從事するものは小分類 232—男子青少年用衣服、附屬品、作業衣及び関連製品製造業に分類される。毛皮製品の製造は小分類 237—毛皮製品製造業に、皮革製品の製造は小分類 238—その他の衣服及び身廻品製造業に分類される。

○洋服製造業（材料顧客持の洋服裁縫業でないもの）：既製洋服仕立業（婦人、子供服でないもの）；制服製造業（婦人、子供服でないもの）；外套製造業（皮革、毛皮製外套の製造、婦人、子供用のもの及び雨外套を除く）；洋服ファインディング業（婦人、子供用のものを除く）

232 男子青少年用衣服附屬品、作業衣及び関連製品製造業

2321 男子青少年用衣服附屬品、作業衣及び関連製品製造業

主として男子青少年用シャツ、カーネーション、寝衣、下着、ネクタイ、スカーフ、マフラー、帽子、ズボン、上張り、作業ズボン、作業衣、油布製作業衣、防水衣、雨外套、ジャケット、フランネルシャツ、スキーアン、狩猟服、乗馬服、他に分類されない作業用運動用衣服、ゲートル、キャバン、サルマタ等を他から購入した織物又はメリヤス地で製造するもの、及び他から購入した材料で帽子の部分品（眉庇、汗トリ等）を製造する事業所をいう。主として上記の製品を製造するメリヤス編立業は小分類 225—紡織業に、婦人帽子、布製帽子以外の帽子製造は小分類 228

中分類23—衣服及び身廻品製造業

一 帽子製造業に、毛皮製のものの製造業は小分類237—毛皮製品製造業に、皮革製のものの製造業は小分類238—その他の衣服及び身廻品製造業に分類される。

○男子青少年用シャツ製造業（メリヤス編立業を除く）；カーネ製造業；寝巻製造業（婦人物、メリヤス編立業によるものを除く）；下着製造業（婦人物、メリヤス編立業によるものを除く）；ネクタイ製造業；スカーフ製造業（婦人物を除く）；マフラー製造業（婦人物を除く）；帽子製造業（布製、毛皮製、皮革、婦人物を除く）；ズボン製造業（婦人物を除く）；上張り製造業（婦人物及び皮製を除く）；作業ズボン製造業（婦人物を除く）；作業衣製造業（婦人物を除く）；油布製作業衣製造業（婦人物を除く）；防水衣製造業（婦人物を除く）；雨外套製造業（婦人物を除く）；ジヤケツ製造業；（メリヤス編立業によるもの及び婦人物を除く）；フランネルシャツ製造業（婦人物を除く）；スキー服製造業（婦人物を除く）；登山服製造業（婦人物を除く）；狩獵服製造業（革製を除く）；乗馬服製造業（革製を除く）；ゲートル製造業（革製を除く）；猿又製造業；パンツ製造業（婦人物を除く）；前垂製造業（婦人物を除く）

233

婦人少女用上衣製造業

2331

婦人少女用上衣製造業

主として購入した織物、メリヤス地から婦人、少女用上衣の製造を行う事業所をいう。

主な製品は次のとおりである。ブラウス、胴着、ドレス、洗濯のきく家庭用のエプロン、上張り家庭着、勝手着等及びスーツ、スカート、毛皮以外の外套、首巻、スカーフ、その他の婦人用上衣、たとえば浴衣、海水着、ズボン、乗馬服、スキー服等である。

主として上記のものを製造するメリヤス編立業は小分類225—紡織業に、皮革製のものの製造業は小分類238—その他の衣服及び身廻品製造業に分類される。

○婦人服製造業（顧客材料持のものを除く）；子供服製造業（顧客材料持のもの及び小兒用上衣を除く）；ドレス製造業（顧客材料持のものを除く）；既製婦人子供服製造業；割烹着製造業；婦人外套製造業（毛皮及び皮革製を除く）；婦人用上張り製造業；首巻製造業（男子用及び毛皮製を除く）；スカーフ製造業（男子用を除く）；婦人用ズボン製造業；婦人用乗馬服製造業（皮革製を除く）；婦人用スキー服製造業；婦人用作業服製造業；雨外套製造業（男子用を除く）；防水衣製造業（男子用を除く）；海水着製造業（男子用及びメリヤス編立業によるものを除く）。

234

婦人小兒用下着製造業

2341

婦人小兒用下着製造業

中分類23—衣服及び身廻品製造業

主として購入した織物又はメリヤス地から婦人小兒用下着、寝巻類の製造を行う事業所をいう。コルセット、その附屬品、ブラジャー、巻帯、その他の下着類が含まれる。主としてメリヤス編立業によつてメリヤス製の下着、寝巻類を製造するものは小分類225—メリヤス製造業に分類される。

○婦人小兒用下着製造業（メリヤス編立業によるものを除く）・婦人用寝巻製造業・ブラジャー製造業（メリヤス編立業によるものを除く）；コルセット；コルセット附屬品製造業・巻帯製造業

235 婦人用帽子製造業

2351 婦人用帽子製造業

主としてフェルト又は葵葉の帽體及びその他の購入した材料で婦人、小兒用の帽子製造に從事する事業所をいう。主としてファーフェルト、ウールフェルトの帽體の製造を行うものは小分類228—帽子製造業に、打紐や縫飾りを製造するものは239—その他の纖維製品製造業に分類される。

○婦人帽子製造業（毛及び藁の帽體製造業以外のもの）・幼兒用帽子製造業（メリヤス編立業によるものを除く）

236 小兒幼兒用上衣製造業

2361 小兒幼兒用上衣製造業

主として小兒幼兒用のドレス、外套、防寒着その他家庭用ズボン、海水着、運動服、浴衣等すべての上衣を購入した織物やメリヤス地から製造する事業所をいう。主としてメリヤス編立業によるメリヤス製の小兒幼兒用の上着を製造するものは小分類225—メリヤス製造業に分類される。

○小兒用上衣製造業（顧客制のもの及びメリヤス編立業を除く）；幼兒上衣製造業（顧客材料持のもの及びメリヤス編立業を除く）；小兒幼兒用外套製造業（毛皮を除く）；小兒幼兒用防寒着製造業（メリヤス編立業によるもの及び毛皮を除く）；小兒幼兒用ズボン製造業（メリヤス編立業を除く）；小兒幼兒用海水着製造業（メリヤス編立業を除く）

237 毛皮製品製造業

2371 毛皮製品製造業

主として毛皮の外套やその他の衣服附屬品の製造に從事する事業所をいう。

主として毛皮裏地の衣服の製造に從事する事業所は小分類238—衣服及び身廻品製造業に分類される。

○毛皮製品製造業；毛皮衣服製造業（毛皮裏地の衣服を除く）；ファーコート製造業；毛皮首巻製造業

238 その他の衣服及び身廻品製造業

中分類23—衣服及び身廻品製造業

2381 その他の衣服及び身廻品製造業

主として他に分類されない衣服及び手廻品の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は購入した織物、メリヤス地、時には皮革等も交えて造つた各種手袋、ズボン吊、腕バンド、ガーター、ガウン、皮革製の衣服、各種衣服用ベルト、ハンカチ、足袋、他に分類されない日本の着物、草履及びその附屬品である。但しメリヤス製の手袋を製造するものは小分類225—メリヤス業に、コルセット類は小分類231—婦人及び小兒用下着製造業に、油布製の衣服は小分類232—男子青少年用衣服、附屬品、作業衣及び關聯製品製造業及び233—婦人小女用上着製造業に分類され、毛皮製品は小分類237—毛皮製品製造業に分類される。又皮革製品の製造を主とするものは中分類31—皮革及び皮革製品製造業に分類される。

○手袋製造業（編手袋でないもの）；縫い手袋製造業（皮革手袋を除く）；サスペンダー製造業；ズボン吊製造業；ガーター製造業；靴下止製造業；腕バンド製造業；ガウン製造業；皮製衣服製造業；足袋製造業；ハンカチ製造業；和服製造業；草履、草履附屬品製造業

239 その他の繊維製品製造業

2391 その他の繊維製品製造業

主として購入した織物から他に分類されない繊維製品の製造に從事する事業所をいう。主な製品はカーテン、掛布、シーツ、枕、鳳呂敷、ナップキン、テーブル掛、布團、毛布、洗濯物入、雑布、ハタキ等の家庭用品、絶縁、刺繡、ズック袋、天幕、帆、カンバスカバー、自動車座席カバー、幟、旗等である。主としてヒダを取つたり、節縫をすることを主たる事業とする事業所、婦人帽の飾り付け、美術的な刺繡を行う事業所は本分類に含まれる。

○カーテン製造業；掛布製造業；シーツ製造業；鳳呂敷製造業；ナップキン製造業；テーブル掛製造業；布團製造業；夜具製造業；毛布製造業（購入した織物で製造するもの）；枕；枕カバー製造業；洗濯物入製造業；雑布製造業；ハタキ製造業；縫箱製造業；刺繡品製造業；ズック製造業；天幕製造業；帆製造業；カンバスカバー製造業；座席カバー製造業；幟製造業；旗製造業；引幕製造業